当該算定日	当該基準日等	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号	履行保証金等合計額（令第十七条第一項第一号	
第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約	
履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下同じ。）	第十四条の二第二号
第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約	
履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	第十四条の二第三号
第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	
当該種別の資金移動業に係る保全金額	保全金額	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額	
当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	
を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	履行保証金保全契約	